

著作権入門セミナー

第3回 権利の内容（支分権）、権利制限規定

用賀法律事務所 弁護士
村瀬 拓男

著作権をどう理解するか

著作物が「公共の財産」ともなることにより、著作者の権利に優先して保護することが妥当な利用

「著作権制限規定」

「保護期間」

著作物の利用による経済的利益を著作者側に還元することが創作行為のインセンティブとなる「財産権」的要素

「複製権」

「送信権」

「著作隣接権」

人の精神的な営みであるから保護される
「人格権」的要素

「同一性保持権」

「公表権」
「氏名表示権」

第3 著作権の内容（支分権について）

1 著作権と所有権の関係

顔真卿自建中告身帖事件 最判昭59・1・20

「美術の著作物の原作品は、それ自体有体物であるが、同時に無体物である美術の著作物を体現しているものであるというべきところ、所有権は有体物をその客体とする権利であるから、美術の著作物の原作品に対する所有権は、その有体物の面に対する排他的支配権能であるにとどまり、無体物である美術の著作物自体を直接排他的に支配する権能ではないと解するのが相当である。そして、美術の著作物に対する排他的支配権能は、著作物の保護期間に限り、ひとり著作権者がこれを専有するのである」

→ 写真の複製は、著作物の面を利用したにすぎない。

→ 美術館等の料金徴収、撮影許可の根拠は、著作権ではない。
(所有権の反射的効果)

2 「依拠」とは何か

ワン・レイニー・ナイト・イン東京事件 最判昭53・9・7

「著作物の複製とは、既存の著作物に依拠し、その内容及び形式を覚知させるに足るもの再製することをいう」

→ 原作品を知らないければ侵害にならない。偶然の一致はOK

→ 無意識にまねたのはどうか？ 侵害となる考え方有力

3 - 1 複製権（コピー ライト）

スター デジオ事件 東京地判平12・5・6

第一興商らが、レコード会社の音源をスカパーでラジオ放送した事件。

争点1 一時的蓄積が複製権侵害となるか → 否定「（著作権法にいう複製とは）将来反復して使用される可能性のある形態の再製物を作成するものであることが必要である。（RAMによる蓄積は）一時的・過渡的な性質を有するものであり複製には該当しない」

→ 立法的解決（47条の8 コンピュータの情報処理の過程において当該処理を円滑かつ効率的に行うために必要と認められる限度で記録媒体に記録することができる）

争点2 ユーザーの複製を惹起しているか → 否定「誘引は否定できないが、受信者の自由意思が排除されるものではないから、（被告が）受信者を自己の手足として利用しているといえるだけの管理・支配の関係をもたらすものではない」

→ 和解による解決（配信禁止期間の設定、分割放送の合意）

雪月花事件 東京高判平14・2・13

照明器具のカタログに、床の間の掛け軸が写っていたという事件

複製権侵害を否定。写っていた写真の精度から、「表現上の本質的な特徴の同一性を維持するものではなく、また、これに接する者がその表現上の本質的な特徴を直接感得することができない」

→ 写りこみの問題として、現在は立法的に解決された（30条の2）。

3－2 上演権、演奏権、上映権

消えてなくなるものなので「公に」が侵害用件

上演に関する権利処理対象は誰か？

→ 映画のような権利集中規定がない。（ペジャール事件 東京地判平10・11・20）では公演主催者が侵害者とみなされた。

3－3 公衆送信権・送信可能化権・公衆伝達権

公衆送信：「直接公衆」に受信させるもの。特定人へのメール送信は該当しない。

送信可能化：接続済みサーバーへのアップロードおよび情報入力済みサーバーのネット接続

公衆伝達：公衆送信されるその著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利

→ テレビ経由では働かない（38条3項）が、ネット経由は有料・無料問わず、無許諾では違法と評価。

→ ストリームの場合のみの規定

→ ダウンロードならば、複製権侵害、上演・演奏・口述・上映権侵害

2ちゃんねる事件 東京高判平17・3・3

著作権侵害の書き込み削除の要請にもかかわらず、削除を怠った。→ 2ちゃんねるの公衆送信権侵害と認定。

電子掲示板運営者を間接侵害者として、著作権侵害の主体と認定。

プロバイダ責任法との関連も含めて、間接侵害の問題として考える。

3－4 口述権

自動読み上げ機能は口述権を侵害するか？

→ アメリカ「キンドル」の例

3－5 頒布権（譲渡権、貸与権）

中古ゲームソフト事件 最判平14・4・25

中古ゲームソフトは映画の著作物であるとしながら、映画の頒布権（26条1項）を否定し、中古ゲーム販売を合法とした。

→ ファースト・セール・ドクトリン（頒布権の消尽）の射程範囲の問題「知的財産権者またはこれと同視できる者が、当該権利の対象となる商品を市場に置いた場合に、当該商品について当該権利はもはや及ばない（消尽した）という考え方」

映画のフィルム等による配給に限定した、という結論となった。

NTTリース事件 東京地判平16・6・18

特定の者にのみ供与することを許諾されたプログラムを他の第三者に貸与する行為を貸与権侵害とした事例（同一企業グループでもアウト）

3－6 翻訳・翻案権

二次的著作物を創作する（創作させる）権利

翻案とは「既存の著作物に依拠し、かつ、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、具体的表現に修正、増減、変更等を加えて、新たに思想又は感情を創作的に表現することにより、これに接する者が既存の著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得することのできる別の著作物を創作する行為」をいう。「著作権法は、思想又は感情の創意的な表現を保護するものであるから、既存の著作物に依拠して創作された著作物が、思想、感情又はアイディア、事実もしくは事件などそれ自体でない部分又は表現上の創作性がない部分において、既存の著作物と同一性を有するにすぎない場合には、翻案にあたらない」

もっとも、結局はケースごとの判断となる。

武蔵事件 知財高判平17・6・14

「七人の侍」権利者が大河ドラマ「武蔵」の放送差止めなどを請求した事件→否定
「アイディアの段階の類似点、共通点にすぎない」

ストーリー展開やテーマに相違が認定されている。

原著作物が著名であることは、その保護の範囲を拡大させるものではない。

3－7 二次的著作物の利用に関する原著作者の権利

キャンディキャンディ事件 最判平13・10・25

漫画家が原作者の許諾なく、リトグラフと絵ハガキを作成・販売した事件
→ 原作者の許諾が必要である。

第4 著作権の制限について

1 私的使用目的のための複製（30条）

団体内部の複製 → 私的使用ではない。できるだけ狭く解釈する方向
複製代行→「自炊」の適法性

付随対象著作物の利用（30条の2）→令和2年改正

検討の過程における利用（30条の3）

著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用（30条の4）

2 図書館等による複製（31条）

（1項）図書館は、①調査研究のために「一部分」のコピーを1部提供する場合、②保存のため、③他の図書館への絶版等資料の提供ができる。

（3項）国会図書館は、絶版等資料について、図書館等に公衆送信することができる。

令和3年に改正法成立

「絶版等資料」の定義と運用

補償金制度の運用

【基本的な考え方】

- ・図書館関係の権利制限規定については、従来から課題が指摘されていたところ、今般の新型コロナウイルス感染症の流行に伴う図書館の休館等によって、インターネットを通じた図書館資料へのアクセスに係るニーズが顕在化。



- ・民間事業者によるビジネスを阻害しないよう十分注意しつつ、デジタル・ネットワーク技術を活用した国民の情報アクセスを充実させる必要。

【制度改正の全体像】

①絶版等により一般に入手困難な資料
(絶版等資料)

→ 国立国会図書館によるインターネット送信
(ウェブサイト掲載) を可能とする

②一般に入手可能な資料
(図書館資料)

→ 補償金の支払いを前提に、一定の図書館等で
著作物の一部分のメール送信等を可能とする

新刊書など

→ ※厳格な要件により正規市場との競合等を防止

①写り込みに係る権利制限規定の対象範囲の拡大

【第30条の2関係】

<改正のポイント>

- 平成24年改正により創設された写り込みに係る権利制限規定は、「写真の撮影」「録音」「録画」を行う際の写り込みのみが対象となるなど、当時、立法の必要性が特に高かった部分に限定した規定となっている。
- その後、スマホやタブレット端末等の急速な普及や、動画投稿・配信プラットフォームの発達など、社会実態が大きく変化している中で、従来の規定では不都合が生じる場面が顕在化して来たことから、スクリーンショットや生配信を行う際の写り込みも対象に含めるなど、規定の対象範囲の拡大を行う。
- これにより、(i)侵害コンテンツのダウンロード違法化による萎縮を防止するとともに、(ii)日常生活における様々な行為(例:動画投稿・配信プラットフォームを活用した個人による生配信)や、新たなビジネスニーズ(例:ドローンで撮影した映像をリアルタイムで遠隔地に配信するサービスや、ゲーム制作に当たっての風景のCG化)に対応することが可能となる。

【主な改正内容】

	現行	改正後
対象行為	写真撮影・録音・録画	複製・(複製を伴わない)伝達行為全般 ※スクリーンショット・生配信・CG化なども広く含まれる
著作物創作要件	著作物の創作という創作性の認められる行為を行う場面に限定	無制限 ※固定カメラでの撮影やスクリーンショットなど、創作性が認められない行為を行う場面における写り込みも含まれる
分離困難性	メインの被写体から分離困難な著作物の写り込みだけが対象	メインの被写体に付随する著作物であれば、分離困難でないものも対象 ※子供にぬいぐるみを抱かせて撮影する場合なども含まれる ※ただし、「正当な範囲内」という要件を設け、濫用的な利用や権利者の市場を害するような利用(例:経済的利益を得るためにあえて著作物を入れ込む)を防止

(※) その他、「軽微な構成部分」か否かを判断するための考慮要素(全体に占める面積などの割合、画質・音質など)を明記するなどの改正を行う 27

3 引用等（32条）

「公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われるものでなければならない」

- ① 公正な慣行
- ② 正当な引用範囲
- ③ 明確区別性と主従関係
- ④ 出所明示義務

モンタージュ写真事件 最判昭55・3・28

パロディ問題の先例とされる。引用主張を否定

藤田嗣治事件 東京高判昭60・1・17

美術全集掲載論文の補足図版として掲載。引用主張を否定「主従関係がない」

創価学会写真事件 東京地判平19・4・12

学会脱会者が批判HPの中で、学会作成の写真を一部改変して掲載した事件。「他人の著作物である本件写真を使用しなければならない必然性はない」として引用主張を否定。

絶対音感事件 東京高判平14・4・11

ノンフィクション中で、バーンスタイン台本の翻訳を、出所明示せずに使用した事件。出所明示がないとして、正当な範囲の引用ではあるとしつつも、引用主張を否定。翻訳台本の入手元からの承諾で、翻訳者及び原作者の承諾ありとした手続きが実質的には問題。

絵画鑑定書事件 知財高裁平22・10・13

鑑定書裏面に絵画の縮小カラーコピーを複製使用したものにつき、引用の成立を認めた。引用する側の著作物性は不要という判示。

血液型と性格事件 東京地裁平10・10・30

要約引用を認めた裁判例

引用に関連する問題

書影の利用

→美術の著作物等の譲渡等の申出に伴う複製等（47条の2）

→別の視点として、対象を特定するアイコンとしての利用はどうか？

県の事業紹介として関連するパンフレットの表紙を使用したことを引用とした事例（大阪地判平25・7・16）

被写体に言及するための写真利用

風景写真の利用

事件関係者顔写真

事件関係者SNS等の写真

4 学校その他の教育機関における複製等（35条）

→平成30年改正（補償金制度の導入）

5 視覚障害者のための複製等（37条、聴覚障害者を対象とした37条の2）

→読書バリアフリー法
令和元年施行

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）概要

目的（1条）

視覚障害者等（=視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進

障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて
文字・活字文化の恵澤を享受することができる社会の実現に寄与

基本理念（3条）

- ・アクセシブルな電子書籍等（デジタル図書・音声読み上げ対応の電子書籍・オーディオブック等）が視覚障害者等の利便性の向上に著しく資することに鑑み、その普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、アクセシブルな書籍（点字図書・拡大図書等）が提供されること
- ・アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上が図られること
- ・視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮がなされること

国・地方公共団体の責務（4条・5条）

- ・国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定・実施
- ・地方公共団体は、国との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、施策を策定・実施

基本的施策（9条～17条）

- ①視覚障害者等の図書館利用に係る体制整備等（9条）
 - ・アクセシブルな書籍・電子書籍等の充実
 - ・円滑な利用のための支援の充実
 - ・点字図書館における取組の促進など
- ②インターネットを利用したサービス提供体制の強化（10条）
 - ・アクセシブルな書籍・電子書籍等の利用のための全国的ネットワーク（サピエ図書館を想定）の運営への支援
 - ・関係者間の連携強化など
- ③特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援（11条）
 - ・製作基準の作成等の質の向上のための取組への支援
 - ※特定書籍・特定電子書籍等：著作権法37条により製作されるアクセシブルな書籍・電子書籍等
 - ・出版社から製作者に対するテキストデータ等の提供促進のための環境整備への支援など
- ④アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等（12条）
 - ・技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進
 - ・著作権者と出版者との契約に関する情報提供
 - ・出版者から書籍購入者に対するテキストデータ等の提供促進のための環境整備に関する検討への支援など
- ⑤外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備（13条）
 - ・相談体制の整備など
- ⑥端末機器等・これに関する情報の入手支援（14条）
- ⑦情報通信技術の習得支援（15条）
 - ・講習会・巡回指導の実施の推進など
- ⑧アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端的技術等の研究開発の推進等（16条）
- ⑨製作人材・図書館サービス人材の育成等（17条）

※地方公共団体は、③のテキストデータ等の提供促進部分・④・⑤・⑧を除き、国と同様に施策を講ずる。

文部科学大臣・厚生労働大臣が定める基本計画で具体化（7条）、地方公共団体は計画策定の努力義務（8条）

政府に対し、施策の実施に必要な財政上の措置等を義務付け（6条）

協議の場等（18条）

文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省等の関係行政機関の職員、国会図書館、公立図書館、大学等の図書館、学校図書館、点字図書館、上記②のネットワークの運営者、特定書籍・特定電子書籍等の製作者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設ける等

6 時事問題に関する論説の転載等（39条）

7 時事の事件の報道のための利用（41条）

- ① 時事の事件
- ② 報道
- ③ 事件を構成する著作物
- ④ 当該事件の過程において見られ聞かれる著作物
- ⑤ 報道の目的上正当な範囲内

バーンズコレクション事件 東京地判平10・2・20

読売新聞社が主催した美術展で、ピカソ絵画等を新聞紙面上に掲載した事件。

記事の態様により、一部41条適用が認められた。

刑事被告人手紙事件 名古屋高判平22・3・19 →肯定

講演会ネット配信事件 東京地判平28・12・15 →否定

8 公開の美術の著作物等の利用（46条）

バス車体絵画事件 東京地判平13・7・25

アートバスの写真を、子供向け自動車の本に掲載した事件。もっぱら美術の著作物の複製とみなされる場合は46条対象外とされるが、これは自動車の本であって美術の本ではないとして、46条の適用が認められた。

9 美術の著作物等の展示に伴う複製（47条）

10 デジタル利用についての「柔軟な権利制限」

II. 教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備【第35条等関係】

問題の所在

- 教育機関の授業の過程における著作物の利用は、①対面授業のために複製することや、②対面授業で複製等したものを同時中継の遠隔合同授業のために公衆送信することは、著作権の権利制限規定(第35条)により、無許諾で可能。
- その他の公衆送信は権利者の許諾が必要となっており、教育関係者から、権利処理の煩雑さなどから、学校等におけるICTを活用した教育において教育上必要な著作物が円滑に利用できていないとして、著作権制度等の見直しを求める声があった。

現行著作権法における学校等の授業の過程における著作物の利用の取扱い

権利制限あり(無許諾・無償)
(著作権法第35条第1項)

複製

対面授業で使用する資料
として印刷・配布



権利制限あり(無許諾・無償)
(著作権法第35条第2項)

遠隔合同授業のための公衆送信

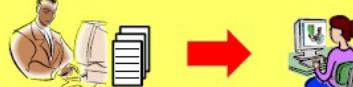
対面授業で使用した資料や講義映像を
遠隔合同授業(同時中継)で他の会場に送信



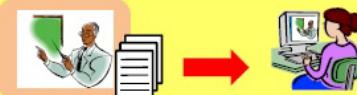
今回の改正範囲

その他の公衆送信全て
権利制限なし(許諾を得て利用)

対面授業の予習・復習用の資料をメールで送信



オンデマンド授業で講義映像や資料を送信



スタジオ型のリアルタイム配信授業

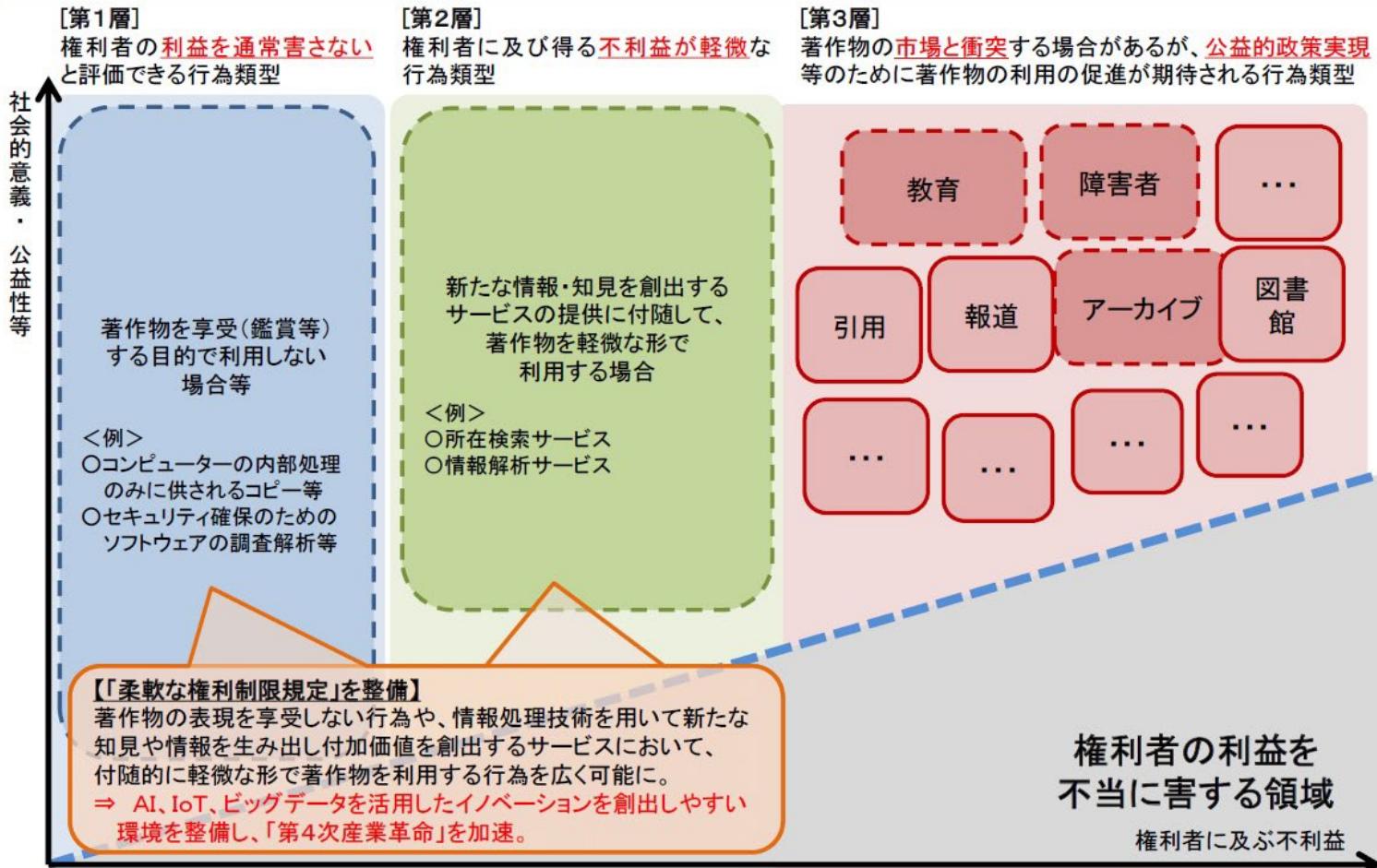


検討の経緯

- 平成26年度 文化審議会著作権分科会での議論を受け、調査研究を実施(外国調査等)。
- 平成27~28年度 権利者・教育関係者間の意見を聴取しつつ、審議。
- 平成29年4月 「文化審議会著作権分科会報告書」をとりまとめ。

権利制限規定に関する3つの「層」と「柔軟な権利制限規定」がカバーする範囲について

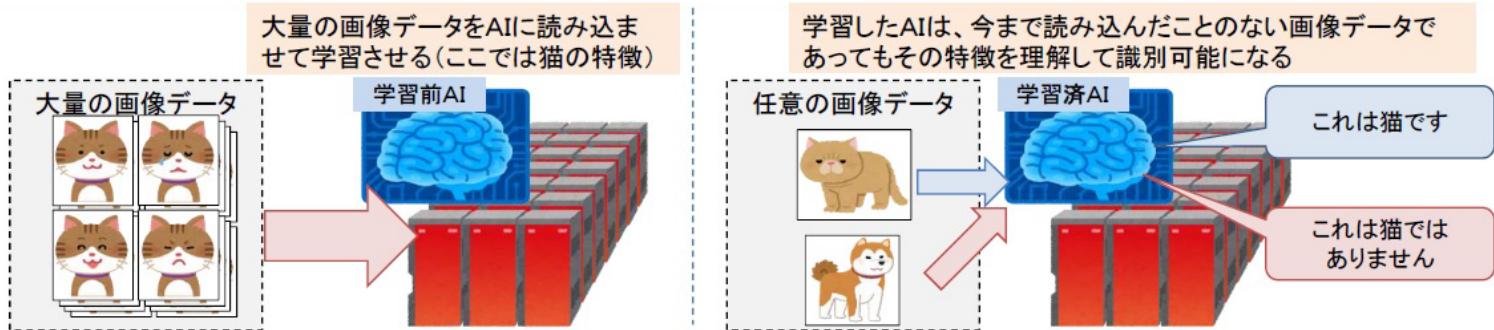
- 「文化審議会著作権分科会報告書」(平成29年4月)を踏まえ、権利者に及び得る不利益の度合いに応じて分類した3つの「層」のうち、権利者に及ぼす不利益が少ない「第1層」、「第2層」について、「柔軟性のある権利制限規定」を整備する。
- 「第3層」は、「私益(権利者の利益)」と「公益」との調整に関する政策判断を要するため、一義的には、利用の目的ごとに民主的正当性を有する立法府において制度の検討を行うことが適当。



「柔軟な権利制限規定」による対応が求められている新たなニーズの例

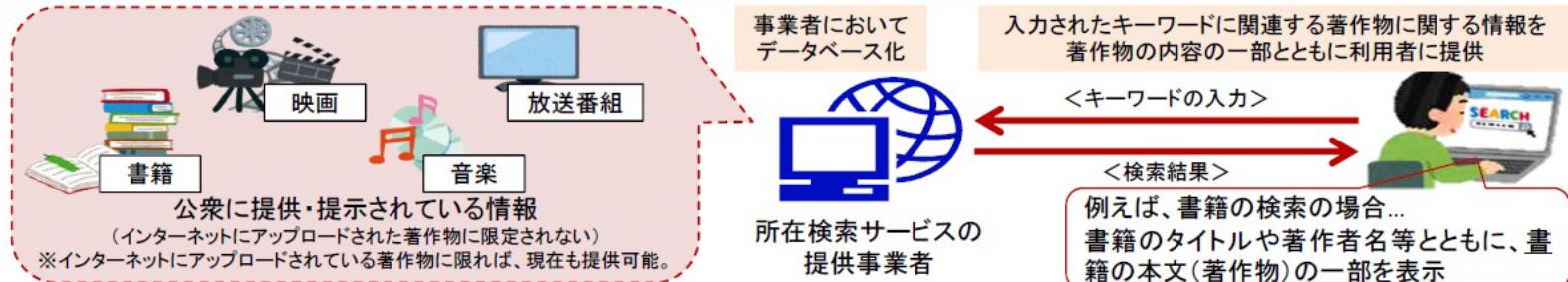
AIによる深層学習

[AIに大量の情報を入力して分析させ、人間のサポート無しにそれらの情報が何であるか等を判断できるようする学習方法。]



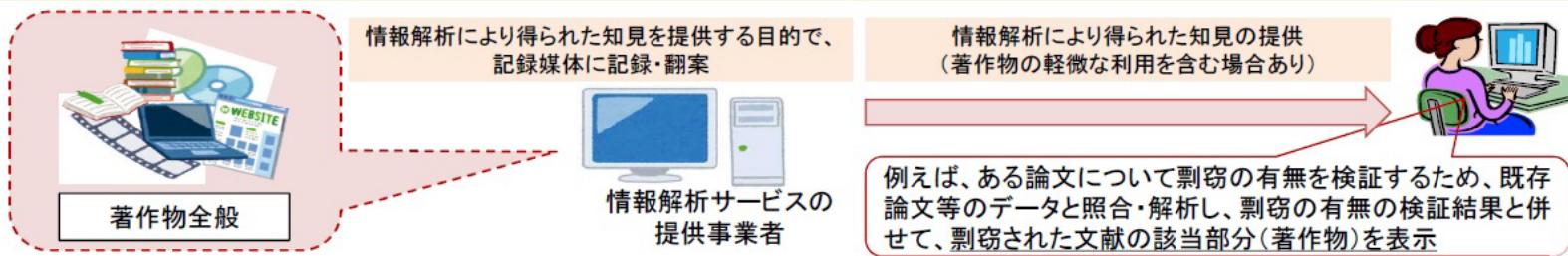
所在検索サービス

[広く公衆がアクセス可能な情報の所在を検索可能にするとともに、その一部を検索結果と併せて表示するサービス]



情報解析サービス

[広く公衆がアクセス可能な情報を収集して解析し、求めに応じて解析結果を提供するサービス]



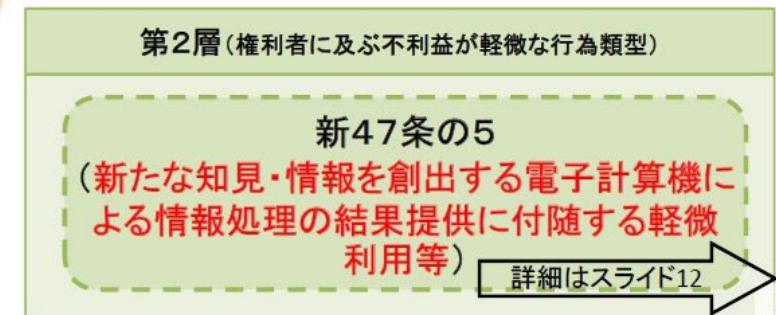
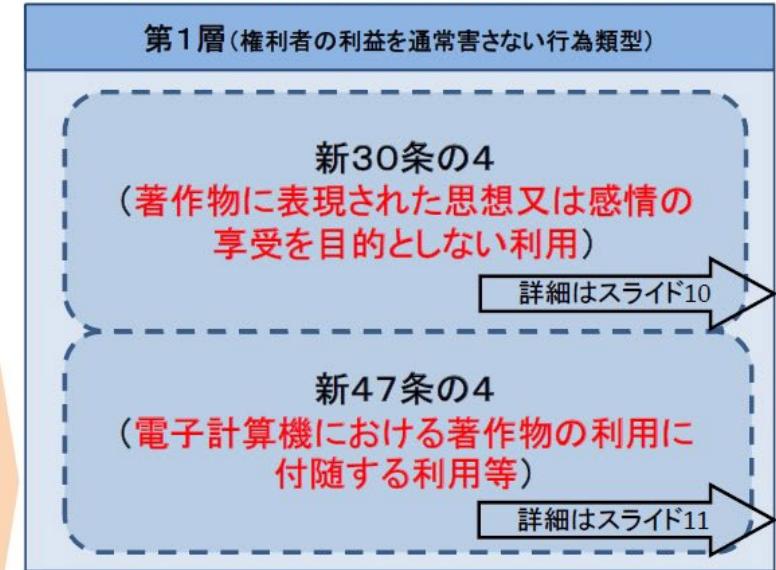
「柔軟な権利制限規定」の整備のイメージ(概要)

- 現行法でも、第1層、第2層のコンセプトが妥当する権利制限規定が複数整備されている。
- 今回、現在把握されていないニーズや将来の新たなニーズに対応できるよう、**現行規定を包含するより包括的な3つの「柔軟な権利制限規定」を新設する**。改正に伴い、現行規定は削除し、これらを包含する新しい規定に統合する。

<現行法>



<新たに整備する「柔軟な権利制限規定」>



第5 保護期間

1 一般原則

TPPの成立により、70年に延長（2018年12月30日より）
個人の場合と法人の場合の違い

映画の著作権保護期間

旧法（1975年まで）時代は、著作者の死後38年まで

2 法改正による延長、戦時加算

シェーン事件 最判平19・12・18

1953年の映画につき、2004年1月1日施行の改正が適用されない

ご清聴ありがとうございました
直近の著作
『電子書籍・出版の契約実務と著作権（第2版）』（民事法研究会）

弁護士 村瀬 拓男
用賀法律事務所
〒158-0096
東京都世田谷区玉川台2-22-20-202
TEL 03-5534-6116
FAX 03-5534-6685
e-mail: t-murase@youga-law.jp
HP : <http://youga-law.jp/>